

一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員会費規程

(目的)

第1条 この規程は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員規則（以下「規則」という。）第31条第3項及び第34条の規定に基づき、現職会員の加入、退会及び会費の取り扱い等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(会費の納入)

第2条 規則第31条第2項に規定する納入方法により納入し難い者は、みずほ銀行本支店、横浜銀行本支店又は中央労働金庫本支店に本人名義の預金口座を設定し、理事長が指定する期日までにその預金口座に預金し、当該金融機関と自動振替契約を締結して、納入するものとする。

2 規則第31条第2項及び前項の規定により、控除又は自動振替できなかった者の会費の納入方法は、直接本人が理事長の指定した金融機関の口座に振込みなどの方法により理事長が指定した期日までに納入するものとする。

(会費納入の特例)

第3条 前条第1項及び第2項の規定にかかわらず、規則第31条第2項の規定による控除ができなかった横浜市、相模原市、横須賀市の会員（県費負担教職員を除く。）の会費については、規則第3条に定める互助団体（以下「互助団体」という。）が送付する振込依頼書により本人が互助団体に納付し、互助団体がその者に代わり振興会に払い込むものとする。

(会費の納入状況等の記録及び保管)

第4条 理事長は、現職会員の異動状況、会費（規則第29条第1項第1号及び第2号に規定する現職会費及び継続会費並びに規則第3条に規定する互助団体の会費をいう。）の納入状況及び給付（規則第2条第1号に規定する給付事業の給付（退会記念品を除く。）をいう。）の実績を、電子計算組織による会員管理システム（以下「会員管理システム」という。）に記録し保管しなければならない。

(会員番号及び所属コード等)

第5条 振興会の業務を会員管理システムにより処理するため、次の各号の定めるところにより、現職会員には固有の会員番号を、現職会員の勤務する所属又は教育関係団体には固有の所属コード又は団体コードを付して行う。

(1) 現職会員のうち県費負担教職員及び市町村費負担教職員並びにその所属については、規則第31条第1項に規定する給与負担者が規定し管理する職員番号及び所属コードを、会員番号及び所属コードと読み替えて使用する。

(2) 前号の規定にかかわらず、横須賀市の市立幼稚園、市立高等学校全日制

及び大磯町立幼稚園の所属コード並びに大磯町立幼稚園職員の会員番号については、公立学校共済組合神奈川支部が定める所属コード及び共済組合員番号とする。

(3) 現職会員のうち教育関係団体役職員の会員番号及び団体コード並びに一般財団法人神奈川県教育福祉振興会定款第5条第1項に定める継続会員の会員番号は、別に定める。

(4) 会員管理システム運用のための会員管理番号及び所属管理番号は、別に定める。

(加入申込及び加入日)

第6条 規則第8条第1項に規定する加入申込みをする者は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会加入申込書（以下「加入申込書」といい、その様式は県費負担教職員については第1号様式または、第1号様式-1、教育関係団体役職員については第2号様式とし、市町村費負担教職員にあつては、各互助団体が定める様式とする。ただし、大磯町立幼稚園職員及び横須賀市の市費負担教職員にあつては、県費負担教職員と同様とし、横浜市の新規採用者にあつては、横浜市立学校教職員互助会が作成する加入申込者一覧表をもって加入申込書とみなす。）を理事長に提出しなければならない。ただし、第8条第2号に規定する市費負担教職員の退会者にあつては、再度加入するにあたり加入申込書を省略することができる。

2 規則第8条第2項ただし書が適用される場合とは、現職会員加入資格取得日の属する月の末日（この日が一般財団法人神奈川県教育福祉振興会管理運営規則第94条第1項に規定する振興会の休日に当たるときは、その前日）までに、理事長が加入申込書を受理したときに限るものとする。

3 互助団体及び振興会の双方に加入する者の加入申込書が、互助団体を經由して提出された場合には、互助団体が加入申込書を受理した日を理事長が加入申込書を受理した日とみなす。

(変更届)

第7条 現職会員のうち県費負担教職員及び市町村費負担教職員（大磯町立幼稚園職員及び横須賀市の市費負担教職員を除く。）以外の者は、加入申込書に記載した事項に変更が生じた場合には、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会会員事項変更届（第3号様式）を理事長に提出しなければならない。

(退会届)

第8条 現職会員は規則第9条第1号から第4号に規定する事由の一に該当するとき及び退会を希望するときは、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会退会届（以下「退会届」といい、その様式は県費負担教職員、教育関係団体役職員、大磯町立幼稚園職員及び横須賀市の市費負担教職員にあつては第4号

様式とし、市町村費負担教職員にあっては、各互助団体が定める様式とする。)を理事長に提出しなければならない。

ただし、教育関係団体役職員以外（大磯町立幼稚園職員及び横須賀市の市費負担教職員を除く。）で次の事由によるときは、その提出を省略することができる。

- (1) 規則第 9 条第 1 号、第 2 号及び第 4 号によるとき
- (2) 教育委員会等に異動するとき

(再加入禁止の特例)

第 9 条 規則第 18 条ただし書きに規定する理事長が認める場合とは、規則第 9 条第 5 号の退会届を提出する事由が、次の場合とする。

- (1) 教育委員会等に異動する場合
- (2) 外国で勤務する場合
- (3) その他第 1 号及び第 2 号と同様の事情を有すると理事長が認めた場合

(会員証の交付等)

第 10 条 理事長は、第 6 条第 1 項に規定する加入申込書を受理した場合はすみやかに会員証（第 5 号様式）を当該加入者に交付する。

2 会員証の交付を受けた会員は、会員証を紛失したとき又は改姓等をしたときは、速やかに会員証再交付申請書（第 6 号様式）を理事長に提出し、会員証の再交付を受けなければならない。

なお、会員証の記載事項に変更が生じたとき又は会員証を損傷したときは、会員証再交付申請書に従前の会員証を添え会員証の再交付を受けなければならない。

3 会員証は、これを他人に貸与し又は譲渡してはならない。

4 会員資格を喪失したときは、速やかに会員証を理事長に返納しなければならない。

(基礎月収額)

第 11 条 規則第 29 条第 1 項に規定する給料月額、給料の調整額、教職調整額及び教職加算額は、それぞれ、学校職員の給与等に関する条例（昭和 32 年神奈川県条例第 56 号）以下「給与条例」という。）別表第 1 から別表第 3 までに規定する給料月額、同条例第 6 条に規定する給料の調整額、公立の義務教育諸学校等の教職員の給与等に関する特別措置に関する条例（昭和 46 年神奈川県条例第 67 号）第 3 条に規定する教職調整額及び給与条例別表第 1 の備考 2 に規定する教職加算額をいう。

2 規則第 29 条第 4 項に規定する休職等には、給与条例第 9 条の 3 に規定する減額（県費負担教職員以外にあっては、これに準ずる減額）を含むものとする。

- 3 現職会員のうち県費負担教職員以外の者に係る基礎月収額は、県費負担教職員の基礎月収額に準じて取り扱うものとする。

(会費の算定方式の特例)

第12条 給与改定に伴い、給料の差額が追給されることとなる場合の当該差額については、会費算定の対象とはしないものとする。

- 2 遡及発令及び発令の遅滞等により、給料の差額が追給又は戻入されることとなる場合の当該差額については、電子計算組織により処理する月の基礎月収額にその差額を加減した額をもって基礎月収額とし、会費を算出するものとする。

(会費免除等)

第13条 規則第30条第7号の規定及び同号に準じた規定に該当する者で会費の免除を受けようとする者は、介護休暇等による会費免除申請書(第7号様式)を所属長を経て、理事長に提出しなければならない。

- 2 規則第30条第9号に規定するもので会費の免除を受けようとする者は、休業等(育児休業・私傷病休職等)による会費免除申請書(第8号様式)を、理事長に提出しなければならない。

- 3 規則第30条第10号に規定する理事長が定める事由とは、介護休暇に引き続き介護欠勤を取得したことにより月の初日から末日までの期間の全日数にわたって勤務しない場合とする。

(退会者会費等累計表の作成及び保管)

第14条 理事長は、現職会員が退会したときは、退会者会費等累計表(第9号様式)を作成し、会費の納入実績、給付実績を記録し保管するものとする。

(委任)

第15条 第1号から第9号までの各様式その他この規程の施行に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、一般財団法人神奈川県教育福祉振興会の設立の登記の日から施行する。
- 2 財団法人神奈川県教育福祉振興会会員会費規程は廃止する。
- 3 この規程の施行の際、現に旧規程の規定により行っている手続き等は、この規程による手続き等とみなす。
- 4 第11条第1項の規定にかかわらず、平成25年4月1日から平成27年3月31日までの間、規則第33条第1項に規定する給料月額及び給料の調整額は、学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例(平成25年神奈川県条例第69号)に定める額とする。

- 5 第 11 条第 1 項及び附則第 4 項の規定にかかわらず、平成 25 年 7 月 1 日から平成 26 年 3 月 31 日までの間、規則第 33 条第 1 項に規定する給料月額、学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 25 年神奈川県条例第 85 号）に定める額とする。
- 6 第 11 条第 1 項の規定にかかわらず、規則第 33 条第 1 項に規定する給料月額等は、学校職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例（平成 26 年神奈川県条例第 87 号）に定める額とする。

附 則

この規程は、平成 25 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 30 年 3 月 13 日から施行し、第 8 条の規定は平成 29 年 4 月 1 日から適用する。

附 則

この規程は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和元年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この規程は、令和 5 年 12 月 1 日から施行する。